

令和5年1月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月5日(木) 午後1時30分から午後2時13分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第3号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年1月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 それでは、皆様、明けましておめでとうございます。新年も新たに、うさぎ年は飛躍の年ということで新年を迎えられたことと思います。 世界は中国の覇権主義をはじめ、独裁国家が5か国あるそうでございまして、どこの国も国民の安心・安全はそっちのけで、領海とか領地とか領空を求めて軍事力の強化に努めて、国民の生活はそっちのけのような状況でございます。私たちが戦後っ子でございまして、食料難に遭遇しておりますが、小さかったためにその苦労は痛切に感じておりませんが、今あっているウクライナの戦争のところでは、電気もない、食料もない、寒さと飢えで苦労しておられるような状況が毎日報道されているような状況でございます。 私たちは農業委員をさせていただいております、食料の安心・安全に努めながら、遊休農地の減少、また後継者の育成等に努めながら、微力ながら農業の振興に貢献をしてみたいと思っております。皆さん方と共に、また新たな年を迎えたわけでございますけど、気づいた点を言っていただきまして、この会がスムーズに進行するように御協力をいただきまして、今日の農業委員会を開催させていただきます。 今日は1号議案から3号議案までございますので、スムーズに進行できるよう皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。
議長	出席委員は14名で、在任委員全員の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年1月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 8番深河委員、9番高塚委員にお願いします。 次に、第1号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は6件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は国道203号北の小城町宿地区を通る市道一本松宿線北にある農地で、転用目的は駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然流下により申請地北にある里道側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一
事務局	

団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4番

1番から4番につきましては、事務局より言われたとおりでございます。

5番の調査事項を発表します。

イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま利用される。雨水は、申請地は北側里道より地盤が高いため、自然流下により里道北側側溝へ排水。し尿及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他の特記事項について、令和4年12月8日に説明を受け確認しております。

令和5年1月5日、農業委員会農業委員、古賀でございます。

以上でございます。よろしく御検討をお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町本告地区にある小城警察署北の農地で、転用目的は有料老人ホームでございます。

被害防除対策ですが、雨水は東側及び南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約710メートルのところに位置しておりますので、第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

議 長	<p>なお、申請地の一部に譲渡人が店舗を構えておりますので、始末書を提出されております。</p>
1 3 番	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
事務局	<p>農地法第5条申請事項、申請事前調査報告をいたします。</p>
議 長	<p>譲渡人、譲受人、申請目的、申請農地については事務局の説明どおりです。</p>
8 番	<p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。</p>
	<p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。</p>
	<p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。</p>
	<p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は側溝へ直接行き、また、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽によって処理後、既存側溝へ放流することで、周辺農地への影響は少ないと思います。</p>
	<p>ホ、その他の特記事項については特にありません。</p>
	<p>よろしく御審議のほどお願いします。</p>
	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
	<p>申請番号3について説明をいたします。</p>
	<p>資料は12ページからとなります。</p>
	<p>(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p>
	<p>この案件の場所は晴気川西の小城町下久須地区を通る市道下久須2号線北にある農地で、転用目的は駐車場でございます。</p>
	<p>被害防除対策ですが、雨水は南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p>
	<p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p>
8 番	<p>この案件については8番深河委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
	<p>農地法第5条申請事前調査事項。</p>
	<p>1から4までは事務局の説明どおりでございます。</p>
	<p>5番、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p>
	<p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p>
	<p>ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的ど</p>

おり転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工され、雨水は自然流下により南側水路へ排水。し尿及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他の特記事項について、令和4年12月10日に説明を受け確認しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は18ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は晴気川西の小城町中善寺地区を通る県道天山公園線西にある農地で、転用目的は駐車場及び倉庫でございます。

被害防除対策ですが、雨水は東側及び西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局が説明されたとおりでございます。

5番、調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は自然流下により西側水路及び東側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他の特記事項について、令和4年12月11日に説明を受け確認しております。

よろしく検討をお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認すること

議長

事務局

議長

4番

議長

に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号5について説明をいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

資料は23ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号南の小城町岡町地区を通る市道大手町岡町線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は県庁、市役所または町役場(これらの支所を含む)からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は市役所小城出張所から約190メートルに位置しております。

以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局より説明のあったとおりでございます。

調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することは困難であり、やむを得ないと判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項については、別にございませぬ。以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号6について説明をいたします。

資料は31ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所はJR唐津線北の小城町畑田地区を通る市道畑田東1号線南にある農地で、転用目的は一般住宅及び店舗でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への

事務局

議長

事務局

影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内が第2種農地となりますが、JR小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地はJR小城駅から約750メートルのところに位置しておりますので、第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局より説明どおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に北側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年12月説明を受け確認しております。

以上、検討をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号48まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページから12ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が50筆、利用権の再設定が75筆、合計で125筆、総面積は25万5,282平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号48までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は13ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は5件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>

事務局

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、
移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議 長

申請番号4につきましては、あっせん委員の13番中村委員に結果報告をお願いします。

13番

あっせん経過報告をいたします。

4年の6月2日、深川地区で田の耕作をされている〇〇さんと〇〇氏に購入の意思がないか確認を行いました。両名とも自己資金では都合がつかないということで、購入できないということでした。また、地区の農業者は高齢で規模も小さくて、以前の農地売買あっせんで声をかけたが、規模拡大の意思がある方はいらっしゃいませんでした。

6月5日、以前、今回の物件の隣の水田を購入した〇〇〇〇氏に打診しましたところ、〇〇氏は後継者もできたことから、購入を検討しているが、年内は無理であるということで、また、価格については反当〇〇万円程度なら考えてもよいということでした。

6月27日、売手の代理人である〇〇〇〇〇氏へ電話で、購入を希望されている方は杉町地区の〇〇氏であることを伝え、購入希望価格は反当〇〇万円であることを伝えたところ、それでもいいということで了解をいただきました。それと、実際の取引については来年になるということをお伝え、それも併せて了承していただきました。

これであっせんが成立いたしました。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号5について説明をいたします。

申請番号5、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、
移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議 長

申請番号5につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。

5 番

あっせん経過報告書、報告いたします。

令和4年11月7日、定例の農業委員会にてあっせん委員に指名される。

11月10日9時頃、売手である〇〇様宅へ訪問して売却の意思を確認しました。従前の小作人との契約が切れて、継続もしないということで売渡しを決意したとのことでありました。価格は近隣相場とのことで、反当〇〇万円でもよいということでありました。

午前11時頃、かねてから購入を希望されていた近所の認定農家の〇〇様に購入の意思を問いました。反当たり〇〇万円なら買うということで承諾されました。

折り返し所有者である〇〇様へ連絡したら、購入者、それと価格、両方とも承諾を受けました。

午後になりまして、農業委員会の事務局に電話で小作人との耕作契約の解約を確認しまして、次の作付のことを購入者の〇〇さんに伝えました。

午後1時、売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を双方に伝えております。

以上、報告を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。

資料は40ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。

本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。

資料は44ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。ほかに皆さん方の中から何かございましたら御意見をお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p> <p>まず、日程の前になんですが、令和4年12月農業委員会において池田委員より、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定のうち、議案書6ページ、12番について、賃貸借権設定での契約であるが、賃借料がゼロ円となっているとの御指摘がありました件につきましては、10アール当たりゼロ円ではなく0000円の誤りでした。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日についてですが、1月25日水曜日の午後1時30分から西館2階2-6会議室にお集まりをいただきたいと思えます。</p> <p>2月定例農業委員会の日時、場所ですが、2月6日月曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員